


日影による中高層建築物の高さ制限[法第 56 条の 2]

静岡県建築基準条例（抜粋）

（対象区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び日影時間の指定）
 第 48 条の 2 法第 56 条の 2 第 1 項に規定する条例で指定する区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び号は、次のとおりとする。

地域又は区域		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	法別表第 4(に)欄の号
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域	容積率 10 分の 5、10 分の 6 又は 10 分の 8 以下	軒の高さ 7 m 超又は地階を除く階数 3 以上の建築物	1.5 メートル	(1)
	容積率 10 分の 10、10 分の 15 又は 10 分の 20 以下			(2)
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	容積率 10 分の 10 又は 10 分の 15 以下	高さが 10m 超の建築物	4 メートル	(1)
	容積率 10 分の 20 又は 10 分の 30 以下		4 メートル	(2)
	容積率 10 分の 40 又は 10 分の 50 以下		4 メートル	(3)
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域	容積率 10 分の 10、10 分の 15 又は 10 分の 20 以下		4 メートル	(1)
	容積率 10 分の 30、10 分の 40 又は 10 分の 50 以下		4 メートル	(2)
近隣商業地域又は準工業地域	容積率 10 分の 10、10 分の 15 又は 10 分の 20 以下			4 メートル
用途地域の指定のない区域	容積率 10 分の 5 又は 10 分の 8 以下	イ	1.5 メートル	(1)
	容積率 10 分の 10 又は 10 分の 20 以下	ロ	4 メートル	(2)

（全部改正〔平成 14 年条例 67 号〕）

 色つきの部分は、磐田市には該当しない部分です。

（参考）磐田市役所所在地 磐田市国府台 3-1 東経 137° 51′ 北緯 34° 43′